

医療科学部同窓会の支部の立ち上げについて

【会則を順守】

(支 部)

- 第 22 条 会員数名以上を有する地区は支部を設立することができる。支部を設立する時は会則、会員ならびに役員の氏名を本部に申請し、役員の承認を得る。その変更をする時も同様とする。
- 第 23 条 支部はその所在地名を用い、藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会〇〇支部と称する。
- 第 24 条 支部は次に定めるところの義務をおこなわなければならない。
- (1) 支部は会計運営上、常に本部と連絡をはかる
- (2) 支部は、支部の名簿、活動の報告、会計報告を義務とする
- 第 25 条 その他、細則については役員会及び総会の議決にしたがう。

1) 6 学科の職種別の支部とする。

- ① 藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会臨床検査技師〇〇支部
- ② 藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会看護師〇〇支部
- ③ 藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会診療放射線技師〇〇支部
- ④ 藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会P T・O T〇〇支部
- ⑤ 藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会臨床工学技士〇〇支部
- ⑥ 藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会診療情報管理士〇〇支部
- なお、それぞれ職種合併しても可能
- 藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会臨床検査技師・臨床工学技士〇〇支部

2) 県別に支部が立ち上げられる場合の例

- ① 藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会臨床検査技師愛知支部
- ② 藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会看護師三重支部
- ③ 藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会診療放射線技師岐阜支部
- ④ 藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会P T・O T 静岡支部
- ⑤ 藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会臨床工学技士東京支部
- ⑥ 藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会診療情報管理士大阪支部

3) 地域別に支部が立ち上げられる場合の例

地域別には北海道、東北、関東、信越、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄があり、それぞれ地域合併しても可能。

- ① 藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会臨床検査技師関東・信越支部
- ② 藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会看護師近畿支部
- ③ 藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会診療放射線技師中国・四国・九州支部
- ④ 藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会P T・O T 北海道・東北・関東支部
- ⑤ 藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会臨床工学技士東海、北陸支部
- ⑥ 藤田保健衛生大学・医療科学部・同窓会診療情報管理士九州・沖縄支部